

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団評議員会運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団（以下「この法人」という。）定款に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成等)

第2条 評議員会は、評議員全員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

(役員等の出席)

第3条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 評議員会は、必要に応じ、役員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第2章 評議員会の招集の手続等

(招集手続き)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

(招集)

第5条 評議員会の招集通知は、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して、書面で発しなければならない。

2 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第6条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第7条 評議員会の議長となる者は、評議員会に出席した評議員の中から互選により定め

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団評議員会運営規程

る。

(定足数)

第8条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(評議員会の決議事項)

第9条 評議員会は法令及び定款に定める次の事項を決議する。

- ① 役員及び評議員の選任及び解任
- ② 評議員の報酬等の支給の基準及び役員の報酬等の額又はその支給の基準
- ③ 定款の変更
- ④ 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- ⑤ その他法令及び定款に定める事項

(議題の審議等)

第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

3 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第11条 評議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

2 評議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第12条 理事又は監事は、評議員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第13条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- ① 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合
- ② 説明をするために調査をすることが必要である場合
- ③ 説明をすることによりこの法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- ④ 質問が重複する場合
- ⑤ その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団評議員会運営規程

(決議の方法)

第14条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(採決)

第15条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採択することができる。
- 3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印をしなければならない。

- 2 前項の議事録は、10年間この法人の事務所に、その従たる事務所にはその写しを5年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第17条 議長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し報告しなければならない。

第4章 雑 則

(改 廃)

第18条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成25年7月7日から施行する。

本規程は、平成25年11月16日に一部変更する。